

平成27年9月29日

答申第596号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、平成17年度から24年度に「NHKが受信料未契約者から提訴されている件数とその内容（都道府県別）」の開示の求めがあった。

NHKは、NHKに対する提訴について受信契約の有無による把握・集計をしていないため、開示の求めの文書が存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在しないため開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年9月29日（第224回審議委員会）

第610号諮問、審議、答申